

山口県青少年健全育成条例等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

近年、若年層へのスマートフォンの普及に伴い、コミュニティーサイト（SNS等）に起因する事犯の被害児童数が増加しており、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題となっていることから、インターネットを利用した犯罪等から青少年を守り、青少年の健全育成を図るため、山口県青少年健全育成条例及び同施行規則の一部を改正しました。（青少年：18歳未満の者で未就学児及び配偶者のある女子を除く。）

2 改正の概要

(1) 有害情報等の定義の見直し（条例第5条、第6条、第7条、第14条の2関係）

興行、凶書類、広告物を有害指定する場合の有害（※1）の要件及びインターネット上の有害情報（※1）の対象に、「著しく犯罪若しくは自殺を誘発するもの」を追加しました。

（※1）有害（情報）

- ・ 著しく粗暴性を助長するもの
- ・ 甚だしく性的感情を刺激するもの
- ・ 著しく犯罪若しくは自殺を誘発するもの（追加）

(2) 青少年のインターネット利用に係る保護者及び事業者の責務の強化

ア 保護者の責務（条例第14条の2関係）

保護者の努力義務として、青少年のインターネット利用に伴う危険性やその過度な利用が青少年に及ぼす弊害について認識するとともに、インターネットと接続する機能を有する機器（※2）を適切に管理することを規定しました。

（※2）パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機、ネット対応テレビ等、インターネットに接続する機能を有する機器はすべて該当

イ 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者の責務

（条例第14条の2関係）

フィルタリング等に関する情報提供を努力義務とする事業者の対象範囲をプロバイダー及びインターネット接続機器の販売・貸付事業者に加え、サーバー管理者等にも拡大するとともに、青少年インターネット環境整備法との整合性を図るための文言の整理等を行いました。

ウ 携帯電話事業者等の責務（条例第14条の3、規則第16条～第18条関係）

(ア) 事業者等による説明及び書面の交付義務

携帯電話事業者及び契約代理店に対し、契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、青少年インターネット環境整備法で義務付けられている説明（※3）と併せて、条例又は規則で定める事項（※4）について説明するとともに、これらの事項が記載された書面（電磁的記録でも可）の交付を義務付けました。

(※3) 青少年インターネット環境整備法で義務付けられている説明

- ・ インターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨
- ・ 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

(※4) 条例又は規則で定める事項

- ・ 青少年による携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われることにより犯罪が誘発され、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- ・ 保護者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例で定める書面（電磁的記録でも可）を携帯電話事業者等に提出しなければならないこと。
- ・ 保護者は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例で定める書面（電磁的記録でも可）を携帯電話事業者等に提出しなければならないこと。

(イ) フィルタリングを利用しない場合の申出に係る書面の提出義務

保護者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービス（※5）を利用しない旨の申出又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（※6）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例又は規則で定める理由（※7）及び条例又は規則で定める事項（※8）を記載した書面（電磁的記録でも可）を携帯電話事業者等に提出することを義務付けました。

(※5) 青少年有害情報フィルタリングサービス

インターネットのプロバイダーや携帯電話事業者等が提供するサービスのひとつで、サーバー側で制限をかけ、青少年有害情報など特定のウェブサイトにはアクセスできないようにするもの。

(※6) 青少年有害情報フィルタリング有効化措置

「インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置」で、具体的には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアのインストール・設定（アプリの起動制限に関するOSの設定を含む）を行い、青少年有害情報の閲覧を制限する措置

(※7) <青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときの条例又は規則で定める理由>

- ・ 青少年が就労しているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- ・ 青少年が障害を有し、又は疾病にかかっているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- ・ 保護者がその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握することにより当該青少年が青少年有害情報の閲覧（視聴を含む。）をしないようにすること。
- ・ 上記に準ずるものとして知事が認める理由

＜青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときの条例又は規則で定める理由＞

- ・ 保護者があるその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握することにより当該青少年が青少年有害情報の閲覧（視聴を含む。）をしないようにすること。
- ・ 保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずること。

(※8) 条例又は規則で定める事項

申出年月日、保護者の住所、氏名及び電話番号

(ウ) フィルタリングを利用しない契約の締結

携帯電話事業者及び契約代理店は、保護者から上記(イ)の書面（電磁的記録でも可）の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等の販売に関する契約を締結することができる旨を規定しました。

(エ) 事業者等の保存義務

携帯電話事業者及び契約代理店に対し、保護者から提出された書面（電磁的記録でも可）を、契約締結日から契約終了日又は契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、保存することを義務付けました。

(オ) 知事による事業者等への勧告等

知事は、携帯電話事業者及び契約代理店が、上記(ア)(ウ)(エ)の規定に違反している場合に勧告・公表ができる旨を規定しました。

また、勧告を行うために必要な限度において、保護者に対して、必要な報告又は資料の提供を求めることができる旨を規定しました。

(3) 児童ポルノ等の提供の求めの禁止

（条例第12条の5、第20条、第20条の2、第23条関係）

ア 青少年に対して、児童ポルノ（※9）やその電磁的記録その他の記録を提供するように求める行為の禁止を規定しました。

イ 特に青少年の判断能力の未熟さにつけ込む等の不当な手段（※10）で求める行為については、罰則（30万円以下の罰金又は科料）を規定するとともに、過失犯の処罰規定（年齢確認を怠るなど過失がある場合は、青少年であることを知らなかった場合においても処罰すること）を適用することとしました。

(※9) 児童ポルノ（「児童ポルノ禁止法」第2条第3項に規定する児童ポルノの定義）

写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをい

う。

- 1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(※10) 不当な手段

- ・ 青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為
- ・ 青少年に対し金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
- ・ 青少年を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

(4) その他

ア 改正前の規則第17条を第20条とすることに伴い、別記第11号様式中の字句を修正しました。

イ 「日本工業規格」の名称変更に伴い、規則別記第2号様式～別記第10号様式の子句を修正しました。

3 施行期日

令和元年10月1日

※2(4)イの改正は、令和元年7月1日